

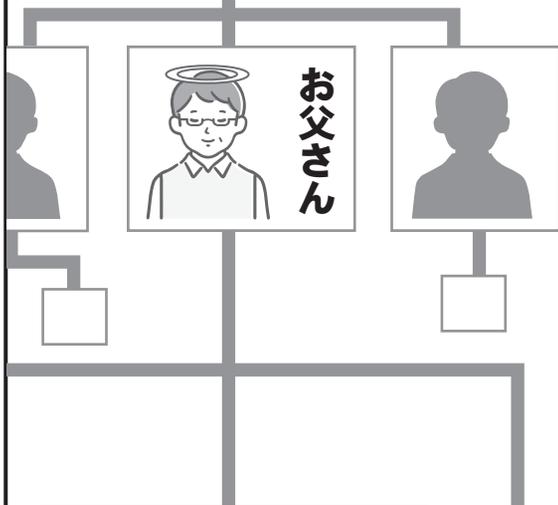


この方の名義で

不動産が残っていませんか？



お爺さん



そのまま放置しておく...

不動産を
売る事が
困難に

権利関係が
複雑になる

時間と
労力の
負担が増える
等...

さらに...

令和6年4月1日より相続登記が義務化 『相続登記』をしないと罰則が...!?



自分

- ✓ 固定資産税を払い続けている
- ✓ 何年も空家の管理だけをしている

改正前に開始された相続

相続登記をせずにそのまま放置

過去をさかのぼって適用される為
この場合は令和6年4月から
3年以内となります

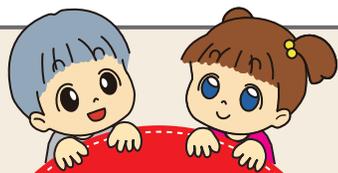
令和6年4月
改正法施工

改正後に開始された相続

相続を知った日から
3年以内に相続登記の義務

3年以内に相続登記の申請を行わないと
10万円以下の過料の可能性
※正当な理由のない申告漏れの場合

売却したいけど、相続問題でお悩みの方 この機会に一度ご相談下さい



地元密着の確かな営業実績
再生住宅販売で地域貢献を第一に

- 空家問題
- 空地問題
- 税の負担
- 自然災害
- 終活

地域の皆様に
愛されて
43年

名酒コンサルタントは相続問題ゼロを目指します

不動産問題でお困りの方は、当社の即金買取でスッキリ解決

草刈りや管理の負担など所有者としての責任から解放され、お客様の大切な財産が地域貢献に繋がります。

査定・売却相談は無料でお受けいたします。どうぞお気軽にお問合せください。

メイコンサルタント

検索

めいし (株)名酒コンサルタント

☎ 0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100

宅地建物取引業免許番号一三重県知事(12)第1291号 公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会会員 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟 ※広告有効期限:令和6年4月6日から2週間